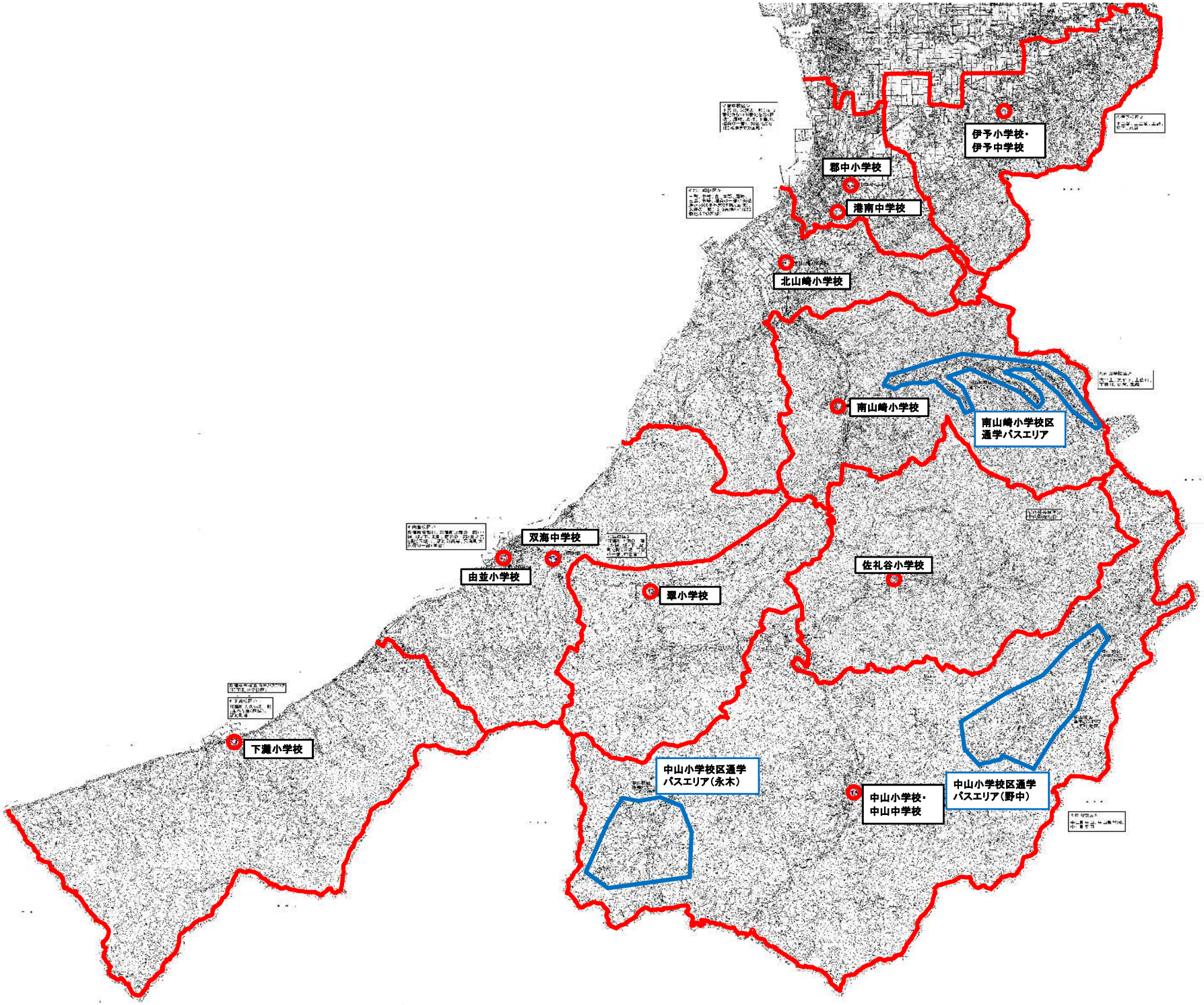
資料２

伊予市立学校の通学区域

学校名		通学区域
中学校	小学校	
港南中学校	南山崎小学校	上唐川、下唐川、大平上、大平下
	北山崎小学校	三秋、中村、森、本郡、尾崎、三島町、市場、稲荷の一部（甲160番地から甲180番地まで及び甲530番地３から甲530番地７までを除く区域）、米湊の一部（1610番地から1620番地までの区域）
	郡中小学校	上吾川、米湊の一部（1610番地から1620番地を除く区域）、灘町、湊町、下吾川、稲荷の一部（甲160番地から甲180番地まで及び甲530番地３から甲530番地７までの区域）
伊予中学校	伊予小学校	下三谷、上三谷、上野、宮下、八倉
中山中学校	中山小学校	中山町中山、中山町出渕、中山町栗田
	佐礼谷小学校	中山町佐礼谷
双海中学校	下灘小学校	双海町大久保の一部（本谷を除く区域）、双海町串
	由並小学校	双海町高野川、双海町上灘の一部（小網、城ノ下、灘町、両谷の一部（仲之宮を除く区域））、双海町高岸、双海町大久保の一部（本谷）
	翠小学校	双海町上灘の一部（小網・城ノ下・灘町を除く区域、両谷の一部（仲之宮））


伊予小学校・
伊予中学校
郡中小学校
港南中学校
北山崎小学校
南山崎小学校
南山崎小学校区
通学バスエリア
双海中学校
由並小学校
翠小学校
佐礼谷小学校
下灘小学校
中山小学校区通学
バスエリア(永木)
中山小学校・
中山中学校
中山小学校区通学
バスエリア(野中)

校区外通学許可の基準

理　　由		書　類	許可期間
疾病や障害等の理由により、指定された学校への通学が困難と認められる場合又は転学による環境変化に耐えられないと認められる場合		校区外通学許可申請書及び疾病や障害等を確認できる書類	必要と認められた期間
特別支援への入級を希望し、当該校にその学級がない場合		校区外通学許可申請書及び学校等の意見書	特別支援学級に在席する期間
転学により、いじめや不登校等による精神的問題が解消されると認められる場合		校区外通学許可申請書及び学校等の意見書	必要と認められた期間
転居の場合	家屋の新築等により１年以内に転居が確定しており、入居までの期間、建築場所の校区に通学を希望する場合	校区外通学許可申請書及び転居予定を確認できる書類	転居までの期間
	家屋の新築又は増築等により一時的に他の校区に通学を希望する場合	校区外通学許可申請書及び一時的な転居を確認できる書類	転居までの期間
	学期の途中又は学年の途中における転居等のため、引き続き現在の学校に通学を希望する場合	校区外通学許可申請書及び転居予定を確認できる書類	小学校１年生から５年生まで及び中学校１年生から２年生までは学期末までの期間 小学校６年生及び中学校３年生は卒業までの期間
	運動会や修学旅行等の主要行事を控えており、引き続き現在の学校に通学を希望する場合	校区外通学許可申請書及び学校等の意見書	行事終了までの期間
その他特別な事情に対し、教育的見地から転学が妥当であると認められる場合		校区外通学許可申請書	必要と認められた期間